

発言通告書

発言者氏名	山城 保男
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 生活保護について

- (1) 生活保護に対する市長の基本的な考え方について
- (2) 本市における生活保護の増加要因について
- (3) 高齢者の受給増加に対する市長の考え方について
- (4) 生活保護を受けざるを得ない若年層の置かれた状況に対する市長の考え方について
- (5) 本市の不正受給の状況及びそれらへの対応等について
- (6) ケースワーカー一人当たりの受け持ち件数及び困窮者を守るためのケースワーカーの配置状況について
- (7) 民生委員と生活福祉課職員との連携について

発 言 通 告 書

発言者氏名	石山 満
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 膨大な財政負担が発生する公共施設の更新問題について

- (1) 包括外部監査の結果報告書で必要性を挙げられた「これまでとは全く異なる行政サービスのあり方」について、市長はどう解釈し、どのように検討されたのか。検討されていないならば、その理由もお聞かせ願いたい。
- (2) 今後の公共施設サービスは、時代とともに変化する市民ニーズを的確に把握し、公共サービスとして受けたい分野とその内容の見直しを行い、公設公営にこだわることなく、財政的な負担軽減の上からも、積極的に民間事業者が参入する機会を広げていくべきではないか。
- (3) 秦野市の「公共施設の再配置計画」で実施された公共施設の機能維持を図りながら、更新面積の削減効果を上げていく「施設の維持」から「機能の維持」へと転換を図り、多機能化による行政サービスの向上と戦略的経営を進めていくべきではないか。

2 先行きが不透明なエネルギー需給問題について

- (1) 本市においても、これまでのように行政の各部局が個別に導

入検討する項目を羅列するだけでなく、市の総合的な新エネルギービジョンを策定する必要性について、どう考えるか。

- (2) 経費削減や将来の維持管理、更新費用への再投資を可能とするような財政構造上の事業転換を図っていくためには、官民連携によるPFI事業を取り入れていくべきと思うが、どう考えるか、お聞かせ願いたい。

3 交通不便地、交通空白地及び移動困難者に対する生活交通問題について

- (1) コミュニティ・バスに関する認識について、お聞かせ願いたい。
- (2) 人口減少、少子高齢化で変化する人口構成の変化に対応する本市における都市計画とリンクした総合的な交通政策を策定し、地域ごとに、コミュニティ・バスやデマンド・タクシーなど、市民ニーズに合致した移動手段が柔軟に選択できるような制度を導入すべきと考えるが、市長の御所見をお伺いしたい。
- (3) 総合的交通政策を実施する上で、自治体が住民とともに、その責務を将来にわたって担保するための「交通基本条例」の制定を検討すべきと考えるが、市長の御所見をお伺いしたい。

発 言 通 告 書

発言者氏名	井坂 新哉
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長

【件名及び発言の要旨】

1 神奈川県知事が発足させた神奈川緊急財政対策本部調査会(通称：神奈川臨調)について

(1) 中間意見について

ア 市長は7月18日に出された中間意見についてどのように受けとめておられるでしょうか。

イ また、この間、県に対しどのようなアクションをとってきたのでしょうか。

(2) 県有施設について

ア 県有施設について本市に大きな影響を及ぼすと考えられるのが、観音崎公園や塚山公園の管理運営、社会福祉施設の三浦しらとり園、そして、市内にある県営住宅ですが、これらの施設の状況について県とどのような意見交換をしているのでしょうか。

イ どの施設も市民生活にとって重要なものですが、中でも県営住宅については、日々の生活に直結する問題です。市として市民に影響が及ばないよう、県に求める必要があると思いますが、いかががお考えでしょうか。

(3) 補助金・負担金について

- ア 県が一時凍結するとした事業のうち、横須賀市にはいくつかの事業が関係し、2012年度予算ではその額はいくらになるのでしょうか。
- イ 原則廃止とされた補助金の中には、**重度障害者医療費補助**もあり、**総額で年間約3億円の補助金**が県から来ています。これが廃止されたからといって、市としてその制度自体をやめてしまうというのは到底できないと思いますが、この事業が対象になっていることについて市長はどのようにお考えでしょうか。
- ウ このような福祉施策として重要なものは削減すべきではないと県に求めるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。
- エ 補助金すべてを一括で論議するのではなく、一つ一つの事業をしっかりと検討することが必要であり、一律の検討の仕方はやめるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。
- オ 県に対し、市町村に影響を及ぼすことのないように申し入れを行うことや少なくとも、事前に市町村の意見を聞き、その意見を反映するように申し入れる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

2 芦名にある「かながわ環境整備センター」の今後について

- (1) 県知事が新たな提案をする前に住民に答えなければならないものとして次の4点が挙げられます。

1つには、この処分場の建設当初に言われていた急迫性は全くなかったことについて知事がどのように受けとめているのか、また、**この処分場は本当に必要だったのか**について知事の見解を示すこと。

2つには震災瓦れきの受け入れについて、なぜかながわ環境整備センターなのか、他の選択肢はなかったのかなどの検討経過を示すこと。これは建設当時に県内でなぜ芦名だったのかという疑問に答えなかった経緯からもしっかりと答える

必要があると思います。

3つには、協定書の重みを県知事がどのように受けとめているのかがあると思います。

そして、4つにはこれらの見解を示した上で、今後この処分場をどのようにしていくのか、住民の意見をもとにした方向性を示すことが大変重要になっていると思います。

ア このような基本的な論議を後回しにして、震災のごみの受け入れの是非だけを問うというのでは問題があると思いますが、仲介に立った市としてはこれらの問題をどのように受けとめておいででしょうか、お聞かせください。

イ また、これらの内容についてしっかりと県が住民に示すよう求める必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

(2) 県は震災前の昨年2月に専門家を入れて(仮称)循環型社会づくり計画検討会議を行い、その中で「かながわ環境整備センター」の今後の方向性について検討しています。この計画案は、地元住民に全く示されないまま、県が独自に作成したものと思われますが、県のこのような動きについて市長はどのようにお考えでしょうか。

(3) また、検討の進め方について見直すよう求める必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

(4) 今後地元に対して、県は説明会などを開くと思いますので、この情報提供のあり方についてもしっかりと申し入れをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3 米海軍基地で起こった事故の公表について伺います。

(1) なぜ公表しなくなったのでしょうか、その理由をお聞かせください。

(2) 議会に報告をしなくなったのはなぜでしょうか、その理由をお聞かせください。

- (3) 報告しなくなったのは前市長の時代ですが、吉田市長も同様の対応を3年間続けてきています。市長はこのように公表しないことを容認されていたのでしょうか。
- (4) 資料によりますと事故があった際、基地に抗議や再発防止のための要請をする時としない時がありますがその判断はどのような基準で行っているのでしょうか。
- (5) 平成18年の1月の文書要請を最後に、事故については文書での要請を行っていません。なぜ、文書で行わないのでしょうか。私は、口頭と文書と分ける必要性は全くなく、すべて文書で行えばよいと思いますが市長はどのようにお考えでしょうか。
- (6) 資料を見ますと、平成18年を境に事故に対する対応が明らかに緩いものになっています。平成18年というのは、4月に米軍からファクトシートが提出され、原子力空母の安全性について注目され、重要な論議がされていた時期でもあります。このような事実と照らし合わせると事故を知らせたくなかった、事故隠しと疑われてもしようがないのではないのでしょうか。この平成18年は市長も市議会議員として活動していた時期ですので、その時の思いなども含めどのようにとらえていらっしゃるかお聞かせください。
- (7) 平成22年11月3日に原子力空母ジョージ・ワシントンから油を含む液体、約95リットルが漏れた事故において
 - ア この事故で、漏れだした液体は何だったのでしょうか。
 - イ 漏れた液体の量はどれくらいだったのでしょうか。
 - ウ また、どの部分から漏れたのでしょうか。
 - エ そしてどういう経過、原因で漏れたのでしょうか。
- (8) 市長はこの事故について要請もしなかったし、公表もしなかったことについてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。
- (9) 私は、小さな事故でも米軍にしっかりと要請するとともに事故の内容をすべて公表する必要があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

発 言 通 告 書

発言者氏名	永井 真人
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 横須賀美術館について

(1) 横須賀美術館のあり方について

- ア 横須賀美術館をどのような施設ととらえているかについて
- イ 横須賀美術館の特徴に関する市長、教育長の認識について
- ウ 横須賀美術館運営のトップについて
- エ 理念ある美術館運営には館長が必要であるということに関する市長、教育長の認識について
- オ 横須賀美術館の運営理念について
- カ 横須賀美術館における集客に関する市長、教育長の認識について

発言通告書

発言者氏名	一柳 洋
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、沼田副市長、廣川副市長、上下水道局長

【件名及び発言の要旨】

- 1 (仮称)株式会社よこすかウォータービジネス設立断念と市長及び副市長の責任について
 - (1) 岩澤康浩氏を上下水道局長に任命した理由について
 - ア 何を期待して岩澤氏を上下水道局長に任命したのか。
 - イ 市長が信頼し就任させた人なのであるから、緊密なる連携のもとに新会社設立の手続を行うはずであるが、それを行わなかった理由を聞きたい。
 - (2) 岩澤氏を副市長にしようとした理由について
 - ア 岩澤氏を副市長にしようとした理由及び副市長職に期待したことは何か。
 - イ 副市長就任には議会の同意が得られず、上下水道局長にしたわけだが、その理由は何か。論功行賞で副市長がだめだったからあいているポストとして上下水道局長を与えたのか。
 - (3) 株式会社設立の提案者及び遂行のための決意について
 - ア 新会社設立は、だれの提案から始まったのか。
 - イ 市長はこの会社をだれのために、何のために、どういう決

意をもって遂行しようとしていたのか。

ウ 市長自身は実はそれほどのこだわりもなく、岩澤氏の「熱意」だけで、自分ではよく調べず、納得しないで提案したのか。

(4) 市長職への資質の問題について

ア 投資的政策形成過程において市長の職責を全うするにはどういうことをすべきかを認識していたのか。

イ 前局長からの報告に対し、どのような認識を持ち、足りないところや疑問点は問いたださなかったのか。

ウ 株式会社を断念した理由について、局長任せで市長は弁護士に聞くまでわからなかったでは理由にならない。市長職につく資質に欠けると思うがいかがか。

エ 市長として無自覚のまま議案提案したのなら、二元代表制の地方政治は崩壊するという認識はあるのか。

(5) 新会社設立の断念理由について

ア 議会を二分し、議決を得ている案件なのに急に新会社設立を断念したのは、手続的にも拙速であり、賛成議員に非礼きわまりないことをわかっているのか。

イ 本市顧問弁護士から、実は、何を言われたのか。

(6) 責任転嫁の問題について

ア 自分の立場が悪くなると市長機関説に逃げ込む癖があるという認識はあるか。

イ 責任転嫁について、自分の責任は任命責任だけであるかのように弁明しているが、岩澤前局長は市長が強引に任命したのであり、慣例となっていた上下水道局の人事とわけが違うという指摘の意味がわかるか。

ウ 市長機関説の意味をどう理解し、自覚して機関説に逃げているのか。

エ 自分が任命した職員をかばわず、責任を押しつけたのはどのような魂胆か。

オ コンプライアンスとは何か、今回は該当するのか、また再発防止とは何か。

カ 法令遵守や再発防止というが、刑事罰に当たるようなことはあったのか。

キ 政策形成過程の市長の職責を果たさなかったのではないのか。

ク 再発防止については、市長及びその補佐人の副市長が負うべきではないのか。

(7) 前局長の行動への批判に追随する答弁について

ア 7月12日の生活環境常任委員会で、前局長の行動に関する質問を受けて、市長は「私だったら、他の職員にも声をかけて退庁するところだ」と答弁した理由を聞きたい。

イ 今回提案した給与減額条例が議決を得たなら、この問題はすべて終わり自分は免責されたと思うか。

(8) 市長の退職金について

ア 来年の市長みずからの退職金はどうするのか。今回の1カ月の給与減額の条例提案で事足りると思っているのか。

イ 市長みずからの不始末で断念を表明した株式会社の今後はどうするのか。

(9) 両副市長の責任について

ア 平成21年第4回定例会でニューウイング横須賀が賛成討論した時の注意点を覚えているか。また、それをこの約3年でどう生かしてきたのか。

イ 今回の株式会社の断念で、両副市長は補佐責任の失敗を感じているか。

ウ 副市長が企業会計人事にタッチしない慣例は、蒲谷前市長時代までで、前局長は市長が連れてきた素人である。新たな

事業を起こすことに対し、副市長がほとんど関与しなかったというのは職責を全うしていないのではないか。

エ 岩澤局長罷免論への賛意や早期の退職に理解を示したのはどういう考えからか。

オ 今回の件は人事抗争の側面が見てとれ、両副市長の市政の私物化ともとれるが、この指摘にどう答えるか。

カ 両副市長が市長の不始末を調整できなかったことは、議会に対して進退伺いをしてよいのではないか。

キ 物質責任の取り方で、この程度の給与削減でよいと思っているのか、また来年の退職金はどうするのか。

(10) 新上下水道局長の決意について

ア だれのために、どういう決意で、上下水道事業に取り組むのか。

発 言 通 告 書

発言者氏名	木下 憲司
発言の会議	平成24年 9月 3日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、代表監査委員

【件名及び発言の要旨】

1 「自治基本条例検討委員会」に係る横須賀市職員措置請求（住民監査請求）について

(1) 代表監査委員の上記監査結果に対する確認及び所見について

監査結果の大要は、①自治基本条例検討委員会は、地方自治法の規定に基づき、条例で定めなければならない附属機関である。②当該委員の報酬も条例に基づき支給されるべきものである。③当該行為の結果が市に損害を与えたとは認められないため、請求を棄却する。④条例に基づかず、要綱で設置されているその他の「附属機関に準ずる機関」についても、条例設置の必要性を改めて検証し、見直しの必要がある。というものであるが、この結果に対する確認と、代表監査委員の所見を伺う。

2 上記監査結果に関する市長の考え方について

(1) 自治基本条例検討委員会が違法と判断された結果にかんがみ、自治基本条例制定過程に係る瑕疵の判断、そして議案白紙撤回の考えについて

(2) 上記監査結果に基づき、住民投票条例検討委員会の活動を停止しなかった判断理由について

- (3) 「附属機関に準ずる機関」の条例設置化について
 - ア 条例設置化の検討状況について
 - イ 条例設置化の基準について
 - ウ 現在設置されている「附属機関に準ずる機関」の必要性について

3 市長の政治姿勢「市民参加・市民協働」について

- (1) 市民参加の手法・方法に関する考え方について
- (2) 事業体系としての市民参加制度について
- (3) 統治構造としての間接民主制そして二元代表制と、政策形成過程への市民参加制度の区別・重みづけについて